

田村市いじめ防止等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第9条）

第2章 いじめ防止基本方針（第10条・第11条）

第3章 いじめ防止等のための対策を推進するための基本的施策（第12条―第20条）

第4章 重大事態への対処（第21条―第24条）

第5章 雑則（第25条―第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）のための対策に関し、基本理念及び基本となる事項を定め、市、教育委員会等の責務を明らかにするとともに、基本的な方針の策定について定めることにより、もって市民一丸となっていじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園、幼児部を除く。）をいう。
- (3) 市立学校 田村市立学校設置条例（平成17年3月1日条例第84号）第2条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。
- (6) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。
- (7) 関係機関等 警察署、児童相談所、法務局、医療機関その他のいじめ防止等のための対策に関わる機関をいう。

（基本理念）

第3条 いじめ防止等のための対策は、法第3条に定めるもののほか、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得るとの認識の下、早期発見及び早期解消に努めること。
- (2) いじめは、卑怯で、かつ、絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、市、教育委員会、市立学校、保護者、市民等及び関係機関等の連携及び協力の下、いじめの根絶を目指して取り組むこと。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、いじめ防止等のための総合的な対策を実施しなければならない。

（教育委員会の責務）

第5条 教育委員会は、基本理念に基づき、市立学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講じなければならない。

（市立学校の責務）

第6条 市立学校は、基本理念に基づき、教育委員会、保護者、市民等及び関係機関等との連携を図りながら、いじめ防止等のための対策に関する教職員の資質の向上及び教職員同士の連携強化に努め、当該市立学校全体でいじめ防止等に取り組まなければならない。

（保護者の役割）

第7条 保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、いじめを正しく認識し、その保護する子どもに対し、いじめは卑怯で、かつ、絶対に許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、教育委員会及び市立学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第8条 市民等は、いじめが行われないよう地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して生活することができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、いじめを発見したとき又はいじめが行われている疑いがあると認めたときは、市、教育委員会、市立学校又は関係機関等への情報提供に努めるものとする。

（財政上の措置等）

第9条 市は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針

（市いじめ防止基本方針）

第10条 市は、法第12条の規定により、田村市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。

2 市いじめ防止基本方針は、次の事項を定めるものとする。

(1) いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(2) いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

(3) その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

3 市は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、かつ、いじめ防止等のための対策の評価を踏まえ、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行い、変更を加えるものとする。

4 市は、市いじめ防止基本方針の見直しに当たっては、第19条第1項に規定する田村市いじめ問題対策協議会の意見を聴くものとする。

5 市は、市いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第11条 市立学校は、法第13条の規定により、学校いじめ防止基本方針を策定するものとする。

- 2 学校いじめ防止基本方針は、市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策の基本的な方針及び具体的な取組を定めるものとし、必要に応じて見直しを行い、変更するものとする。
- 3 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

第3章 いじめ防止等のための対策を推進するための基本的施策

(いじめの未然防止のための措置)

第12条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等の豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動及び生徒指導の充実を図らなければならない。

- 2 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、市民等及び関係機関等と連携を図りながら、いじめ防止等に資する当該児童等の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、当該児童等及びその保護者並びに教職員に対するいじめ防止等に関する理解の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見及び早期解消のための措置)

第13条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、当該市立学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

第14条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

- 2 教育委員会及び市立学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、市民等及び関係機関等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第15条 市は、いじめを受けた児童等に対する支援、その保護者に対する支援及び情報提供、いじめを行った児童等に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、市立学校、市民等及び関係機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策)

第16条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、当該児童等に対する情報モラル教育（情報化社会の中で適切に行動するための基本となる考え方及び態度を養うことを目的とする教育をいう。）の充実にも努めるとともに、その保護者に対して、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 教育委員会は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれることがないように適切に対処できる体制の整備にも努めるとともに、関係機関等との連携を図るものとする。
- 3 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、市

立学校、児童等及びその保護者に対し、最新の情報を提供する等必要な措置を講ずるものとする。

(研修の実施)

第17条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校の教職員に対して、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他の資質の向上に必要な措置を講じなければならない。

(いじめに対する措置)

第18条 市立学校の教職員、教育委員会の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けた児童等が在籍する市立学校への通報その他の適切な措置を講ずるものとする。

2 市立学校は、前項の規定による通報を受けたとき及びその他当該市立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 市立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等及びその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 教育委員会は、第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(いじめ問題対策協議会の設置)

第19条 いじめ防止等のための対策について、保護者、市民等及び関係機関等との連携を図るため、法第14条第1項の規定により、田村市いじめ問題対策協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(いじめ対策特別委員会の設置)

第20条 いじめについてかかる重大事態が発生した場合において、専門的な見地から調査し具体的な支援内容を検討するため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、田村市いじめ対策特別委員会(以下「特別委員会」という。)を置くことができる。

2 特別委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 重大事態への対処

(重大事態の発生に係る報告)

第21条 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等に重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

(教育委員会による対処)

第22条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けたとき、又は、市立学校に在籍する児童等若しくはその保護者から当該児童等に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあるとの申立てがあったときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校、又は、特別委員会に調査を行わせるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他

の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

- 4 教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(市長による対処)

第23条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、次条第1項に規定する田村市いじめ調査委員会に前条第1項の規定による調査の結果について、再調査を行わせることができる。

- 2 市長は、前項の規定による再調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該再調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該再調査の結果その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

- 3 市長及び教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(いじめ調査委員会の設置)

第24条 法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、田村市いじめ調査委員会（以下「いじめ調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(個人情報の取扱い)

第25条 いじめに関する相談、調査等に関係した者は、正当な理由がなく、相談、調査等に際し知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(市立学校以外の学校への協力要請)

第26条 市は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめ防止等について必要な協力を求めるものとする。

- 2 特別委員会及びいじめ調査委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、特別委員会及びいじめ調査委員会が行う調査について必要な協力を求めるものとする。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。